

与謝野町チャイルドシート等 購入費補助制度のお知らせ

与謝野町 子育て応援課

道路交通法には、6歳未満の幼児を乗車させる場合にはチャイルドシート（もしくはジュニアシート）を使用することが義務づけられています。与謝野町では、子育て支援の一環として子育て中の家族の経済的負担を軽減するため、チャイルドシート（ジュニアシートも含む）購入費の一部または全額を助成する制度を始めました。

◆対象者となる方

- ・ 与謝野町内に住所を有し、かつ居住していること
- ・ 乳幼児の父母または保護者は乳幼児と同居し、かつ、その乳幼児を養育していること
- ・ 令和2年4月1日以降に出生あるいはその他の要件に該当し、就学前のお子さんの保護者

※申請は、お子さんが生まれてからになります。

※申請は、対象児1名につき、一度限りとなります。

◆チャイルドシート購入補助金

- ・ 新たに購入されたチャイルドシート等1台の購入費に対して補助します。
- ・ 対象となるお子さんが生まれたため、兄弟用に新しく必要になったジュニアシートの購入費についても申請できます。
- ・ 1万円を上限とします。ただし、1万円に満たない場合は、購入価格を上限とします。

申請期限

チャイルドシート等購入日より1年以内

※受付は令和5年3月31日までです。

申請に 必要なもの

- ① 購入したチャイルドシートの領収書の写し、または、販売店の販売証明書
（価格、店名、購入年月日及び商品名の記載されたもの）
※商品名は、「チャイルドシート」や「ジュニアシート」だけの記載では不可
※インターネットの店舗による購入で購入品目の記載がない領収書の場合は、
購入品目や価格が確認できる注文履歴等のメール本文を印刷して併せて提出
※インターネットや個人売買等の店舗以外の購入で販売店の領収書が発行できない場合については補助対象外となりますのでご注意ください。
- ② 品質保証書等の写し
（チャイルドシート等の製造元、品名等が確認できるもの）
- ③ 補助金交付申請書・請求書 ※役場子育て応援課にあります。
- ④ 印鑑
- ⑤ 振り込み先の口座がわかるもの



お問い合わせ

与謝野町役場 加悦庁舎

子育て世代包括支援センター

（子育て応援課内）

☎ 0772-43-9024

（令和4年4月作成）